

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正

救急救助課

1 実施要綱について

住民に対する応急手当の普及啓発については、「救急の日」の制定及び実施について等に基づき、地域の実情を踏まえながら実施されてきましたが、救命効果の一層の向上を図るため、救急業務の高度化とあわせて住民に対する応急手当の普及が重要であることや、これを習得したいという住民のニーズが高まっている現状に鑑み、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号、各都道府県知事宛消防庁次長通知)を制定し、これにより、各消防本部において応急手当の普及啓発活動が積極的に行われているところです。

2 応急手当普及啓発推進委員会について

今般、アメリカ心臓協会により作成された、世界的に共通な心肺蘇生法のガイドラインに基づき、(財)日本救急医療財団の心肺蘇生法委員会において、我が国で一般住民が行う共通の心肺蘇生法の指針として「救急蘇生法の指針」が昨年5月30日に発出されました。

消防庁では、消防機関が行う応急手当普及講習においても、消防機関以外の団体等と同様に本指針に基づき、心肺蘇生法の実施方法の改訂等を行う必要がある

ことから、「応急手当普及啓発推進委員会」を設置し、我が国で共通な心肺蘇生法の指針に基づく応急手当普及講習のカリキュラム等についての検討を行い、昨年11月に中間報告書がとりまとめられました。

3 実施要綱の一部改正について

「応急手当普及啓発推進委員会」がとりまとめた中間報告書を受け、「応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について」(平成13年12月5日付け消防救335号、各都道府県知事宛消防庁次長通知)が発出されました。

今回の通知による応急手当普及講習の主な変更点等は、以下のとおりです。

(1) 普通救命講習

講習内容

ア 観察要領において、「脈拍の調べ方」を「循環のサインの調べ方(呼吸がなく反応がない傷病者をみたときは、2回の人工呼吸を行い、その反応から有効な循環があるかないかを判断することとし、2回の人工呼吸に反応して呼吸をする、咳をする、あるいはその他の動きをする場合を循環がある)」で判断する。

イ 気道確保要領について、「側臥位」を「回復体位(従来の「昏睡体位」)に名称変更する。

ウ 気道確保要領について、「頭部後屈オトガイ部拳上法」を「頭部後屈あご先拳上法」に名称変更し、「口腔内の調べ方」・「異物除去要領」を削除するとともに、これを参考として教えることができるよう心肺蘇生法の細目に位置づける。

エ 異物除去法について、「ハイムリック法」は「意識があり気道異物が強く疑われる場合」に限定し、また、「指交差法による開口と指拭法」及び「側胸下部圧迫法」を追加する。



応急手当講習会(大阪市消防局提供)

オ 心肺蘇生法について、受講者によっては、小児、乳児に加え、新生児に対する方法も実施する。

カ 止血法については、間接圧迫止血法を削除する。

再講習の推奨

講習を受講した後も救命技能を維持向上することが必要であり、応急手当に関する知識・技術を忘れることのないよう、反復して再講習を受講することが必要である。なお今回より、従来3年毎とされた再講習の受講期間について、2年を一つの目安とする。

(2) 上級救命講習

講習内容

ア 心肺蘇生法について、小児・乳児に加え、新生児に対する方法も実施する。

イ その他については、普通救命講習の変更内容と同じ。

再講習の推奨

再講習の推奨については、普通救命講習と同様に変更する。

(参考) 応急手当の普及啓発活動等の状況

(単位：人)

区 分	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
応急手当 指導員講習修了者数	20,887	13,690	10,144	9,329	8,983	9,796	10,175
応急手当 普及員講習修了者数	4,646	7,292	6,208	7,037	7,244	8,006	7,966
普通救命講習 受講者数	246,356	395,045	491,300	589,798	655,700	797,979	861,699
上級救命講習 受講者数	10,680	19,212	25,758	33,670	34,807	41,135	48,393



茨城県ひたちなか市消防本部



茨城県ひたちなか市消防本部
消防長 山野井 洸俊

「消防防災体制の充実を目指して」

茨城県の海岸線の中央部に位置する当市は、工業都市、勝田市と、水産都市、那珂湊市が、国家的プロジェクトである、ひたちなか地区開発を踏まえ一体的な都市づくりを進めるために平成6年11月合併し、誕生した都市です。

南に那珂川を隔てて県都水戸市、西は常磐自動車道の通る那珂町、北は原子力発祥の地東海村に接しており、東は太平洋に面し、北関東自動車道に直結する国際コンテナ港湾「常陸那珂港」が開発され、すでに国外8航路、苫小牧間の定期航路も就航しています。

平成14年1月現在の管内人口は、15万4千人、世帯数5万5千世帯、面積99.03¹で、県内4番目の都市です。消防本部の組織体制は、1本部3署で職員数157名、消防車両40台となっています。また、消防団については、29個分団消防ポンプ車29台、団員数385名の他、企業の自衛消防隊が保有する26台の消防ポンプ隊の協力体制のもと、2002年の当本部の消防スローガン「防災で明日へのしあわせ築く街」を目標として消防防災の任に当たっています。

また、本年8月1日、本県において、全国高等学校総合体育大会が開催され、当市において、バレーボール、陸上競技等5種目の競技が予定されており、全国の高校生の皆さんが十分に記録に挑む事ができるよう各競技場、宿泊施設の消防防災体制に万全を期しているところです。

《災害出場体制の充実》

消防緊急通信指令システムを平成13年12月に導入しました。

このシステムは、発信地表示・地図検索システム、情報支援システムをはじめ、車両動態表示及び消防ナビゲーションを一体化した車両位置管理システムは、県内外でも初めての試みです。歴史のある当市は、地域住民の方々が通称名、俗称名等を多く使われており、緊急通報等もこれらの名称による通報も多々あり、今日まで災害発生場所の特定が困難な状況にありま

したが、緊急通信指令システムの稼働によって解消し、あらゆる災害に対し円滑な出場体制が構築されました。



市総合防災訓練



トリアージ訓練



茨城県・ひたちなか市総合防災訓練

《救急業務の充実強化》

救急業務体制は、高規格救急車3台を含む6台の救急車、さらには、消防ポンプ車による救急支援体制の運用、救急救命士8名、救急隊員68名、二次、告示病院等6病院の救急医療体制、また昭和52年から救急輪番制を取り入れ休日夜間の体制を確保し、円滑な業務を遂行中です。

救急業務のさらなる高度化を推進するため、高規格救急車の増車、より高度な救急技術の向上を図るため、救急救命士はもとより一般隊員においても、定期的に病院実習を行うと共に医師を交えての症例検討会、事後検証会を積極的に開催し、メディカルコントロール体制の構築を図っているところです。また地域における病院前救護体制づくりとして、応急手当普及員講習会を平成8年から実施し、これまでに206名を養成しています。そして、女性の特性を生かす観点から女性救急救命士の採用を予定しているところです。

《防災活動における訓練の充実》

重要港湾「常陸那珂港」、大規模工場、高速自動車道を管内に有し、さらに原子力施設を有する町村に隣接しており、一昨年、都市型災害を想定し、茨城県との共催による総合防災訓練を実施し、また、原子力施設の臨界事故を教訓にして、昨年茨城県及び市による原子力防災訓練を実施したところであり、さらに市主催の防災訓練を毎年行っているところです。また、消防本部独自の訓練についても関係機関と共に原子力災害の対応訓練、列車事故救出救護訓練、トリアージ訓練等を定期的に実施し多大な成果を得ているところです。

当市は将来都市像を「国際港湾公園都市」としており、今後この都市にふさわしい消防防災体制について、あらゆる角度から充実強化を図って参ります。

叙勲制度について

1 制度の始まり

叙勲制度は、明治維新後、新政府によって国家に功労のあった者を旌賞^{せいしょう}するために諸外国の例を参酌^{さんしやく}して創設されたもので「国家又は社会公共に対して功労のある者を、その功労の程度に応じて勲等に叙し、栄誉を与えること」を叙勲といっています。当初「勲等賞牌及び従軍牌制定の件（明治8年太政官布告第54号）」に始まり、その後数次の改正を経て、明治25年に定められた「叙勲内則」により制度的に定着してきたものです。

2 制度の主な移り変わり(戦後)

昭和21年

「新制度の確立までは、生存者に対する叙勲制度の運用を一時停止すること」と決定され、死亡者に対してのみ運用。

昭和28年

「風水害又は震火災等の非常災害に際し、現場にあって特に功労のあった者等の緊急に叙勲をする必要がある者に対しては、一応現行勲章を授与すること」とされ、生存者に対する叙勲制度の運用が一部復活。

昭和38年～

「昭和21年より停止した生存者に対する叙勲を開始する」とこととされ、「国家又は社会公共に対し功労のある者」を広く叙勲の対象とすることとし、翌昭和39年4月29日に、第1回生存者(春秋)叙勲を発令。以来、毎年春は4月29日(みどりの日)、秋は11月3日(文化の日)の発令が慣例となり、春(秋)叙勲と呼称。

なお、昭和48年は、これらは別に年齢88歳以上の者に対する「高齢者(米寿)叙勲」創設。

3 勲章の種類

勲章は、菊花章、旭日章(男子のみ)、宝冠章(女子のみ)、瑞宝章、文化勲章の5種類に分類され、文化勲章を除き、菊花章は2等級に、その他の勲章は8等級に分かれています。

4 今後の見直し

平成13年10月に国の栄典制度の見直しを検討するため設置された「栄典制度の在り方に関する懇談会」から最終報告書が内閣総理大臣に提出されており、政府においては、この報告書に基づき、平成15年秋以降の実施をめざして必要な見直しについて検討を行うこととしています。



勲五等双光旭日章



勲五等瑞宝章

消火器の適切な維持管理

予防課

消火器は、扱いやすく火災の初期消火と拡大防止に効果の高い消火機器として、広く事業所等に設置が義務付けられているほか、住宅用防災機器としても普及が進が図られているところです。

しかしながら、消火器は消火剤を圧力により放射する器具であることから、適切な維持管理が行われていない場合、十分な性能を発揮できない可能性や、最悪の場合破裂事故等に結びつく可能性もあることから、定期的な点検等により機能の維持を図る必要があります。

1 日常的な外観の点検

日常的に消火器の状態に異常がないか確認しましょう。

- ・容器、キャップ等に変形、損傷、ゆるみ、腐食がないか。
- ・消火剤の漏れがないか。
- ・安全栓やその封に脱落等がなく、確実にセットされているか。
- ・指示圧力計のあるものについては、その指示値が適切な範囲にあるか。
- ・使用済み表示装置のあるものについては、作動していないか。

異常があった場合には、販売店・点検業者等に相談してください。

また、ごみ等の汚れは腐食を促進する可能性があるため、定期的に雑巾等で掃除してください。

2 設置場所

設置場所が適切かどうか確認しましょう。

不適切な場所

- ・容器その他の部品の腐食が促進されるような場所がないこと。
- ・著しく湿気が多い場所(台所の流し台の近く、洗面所、浴室など)
- ・潮風、雨雪にさらされる場所(屋外、開放性の高い場所)
- ・その他腐食が促進されるような場所(化学薬品、酸等の影響等)
- ・著しく高温又は低温になるような場所がないこと(消火器には使用温度範囲が表示されています。)

適切な場所

- ・使用に際し容易に持ち出すことができる場所にあること。
- ・通行、避難等に支障のない場所にあること。

3 劣化した消火器の取扱い

外側に錆や塗装のはく離がある消火器、変形、損傷、ゆるみ、腐食がある消火器は、決して使用したりせず、販売店・点検業者等に相談してください。

- ・レバー操作をしないで下さい。加圧式(消火薬剤を放出するための圧力が消火器内部に常時かかっている方式(蓄圧式)ではなく、使用時のみ内部の加圧用ボンベから高压のガスが一気に消火器内部にかかる方式のものをいう。指示圧力計がないのが特徴。)の消火器は、レバー操作によりはじめて容器内部の圧力が高まるため、容器が劣化していると破裂のおそれがあります。
- ・廃棄する場合は、一般ゴミ等としては出さず、定められた方法で廃棄してください。廃棄方法については消防署・清掃事業所・販売店・点検業者等に相談してください。定められた方法で廃棄しない場合、結果として放置され子供がいたずらすること等も考えられ、危険です。

4 法定点検

消防法令により事業所等において設置が義務付けられている消火器については、定期的に点検を行うことが義務付けられています(一定規模以上の事業所等については、専門の資格者による点検が必要です。)

一般家庭においては消火器の設置義務はなく、点検も義務付けられていませんが、定期的に状態をチェックすることが重要です。

5 住宅に適した消火器

住宅にふさわしい消火器としては、外観のみの点検で機能の維持を図ることが可能な住宅用消火器があります。さらに、その消火作用や可燃物の燃焼性状を考慮し、また主婦、高齢者等を含む使用者の体力状況、台所、居間等の設置場所の状況を踏まえ、「消火器等推奨基準」が策定されています。また、加圧式の通常の消火器を住

宅に設置する場合には、保守点検等の維持管理に特に注意することが必要です。

消火器等推奨基準

防火対象物や住宅に広く設置されている通常の消火器(赤色で塗色されているもの)は、定期的な点検や整備などの日頃から適切な維持管理が必要なものである。

また、消火器が適切に維持管理されていない場合には、消火器の能力を発揮できないことがあるだけでなく、加圧式の消火器が著しく腐食した場合には、消火器を使用した際、破裂することもある。

したがって、住宅に消火器等を設置するに当たっては、維持管理が比較的容易な住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具とすることがより望ましい。

さらに、これら消火器等を住宅内に設置する場合には、生活空間によって想定される火災特性が異なり、また、消火器等を使用する者の体力状況が異なることから、こ

れらに応じた消火器等を選択することが適切である。この場合においては、次の基準によることが望ましい。

1 台所

台所においては、発生が想定される主な火災は、天ぷら油火災であることから、天ぷら油火災を消火する効果、天ぷら油火災の場合には小区画内での消火薬剤放出による視界への影響による弊害等を考慮に入れると強化液、水(浸潤剤入り)又は機械泡(以下「液体系」という。)を消火薬剤とする住宅用消火器又はエアゾール式簡易消火具を設置することが望ましい。

2 居間、寝室、書斎、子供部屋等

居間、寝室、書斎、子供部屋等(以下「居間等」という。)のいずれか一つの用途が存する階においては、通常の体力のある者が居住する場合には、住宅用消火器を設置することが望ましく、比較的体力のない高齢者等が居住する住宅の場合では、エアゾール式簡易消火具を設置することが望ましい。

居住者の区分	用途	台所	居間等
通常の体力のある者のみが居住する住宅の場合		住宅用消火器(液体系)	住宅用消火器
比較的体力のない高齢者等と通常の体力のある者が共に居住する住宅の場合		エアゾール式簡易消火具(液体系) 通常の体力のある者が使用する住宅用消火器(液体系)も併せて設置することが望ましい。	エアゾール式簡易消火具 通常の体力のある者が使用する住宅用消火器も併せて設置することが望ましい。
比較的体力のない高齢者等のみが居住する住宅の場合		エアゾール式簡易消火具(液体系)	エアゾール式簡易消火具

居間等においてエアゾール式簡易消火具を設置する場合には、くずかご、カーテン及びクッション火災に有効に消火でき、かつ、電気火災に適應できるものとする。

なお、石油ストーブを使用する場合には、ストーブ火災を有効に消火できるものとする。

粉末消火剤を放射する住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具にあっては、放射による視認性の低下を考慮する必要がある。

林野火災の防止

防災課

林野火災は、例年春先を特に、土・日曜日や休日を中心に多く発生しています。これは、春先には、降雨量が少なく空気が乾燥し、強風が吹くなかで火入れが行われたり、土・日曜日や祭日に山菜採りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加することなどが原因です。平成12年中の林野火災の発生状況は、2月から5月にかけて、1,790件であり、これは全体の63.8%を占めています。（平成12年中の林野火災の出火件数は2,805件、死者は16人、焼損面積は1,455ha、損害額は7億850万円。）

また、出火原因は、「たき火」、「たばこ」、「火入れ」など、火気の取扱いの不注意や不始末によるものが多いのが特徴で、平成12年中は、この3つで出火原因の53.0%を占めています。

林野火災は、いったん発生すると、消防水利の不足や道路状況が良くないなどの地理的、地形的条件から消防活動が非常に困難であり、空気の乾燥や強風等の気象条件により、焼損面積が広範囲に及ぶ危険性があります。そのうえ、一度焼失した森林は、再生するま

で長い年月と多くの労力や経費を要するだけでなく、森林の喪失は、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害を誘発するおそれがあります。

失火による林野火災を未然に防ぐため、レクリエーションやドライブを目的で入山する方は、たばこの投げ捨てをしないなど、マナーの向上に努めることが大切です。また、林野周辺に居住している方や、業務により入山する機会の多い方は、火を使う時には、気象状況、周囲の可燃物の状況に注意するとともに、近くに消火用の水を必ず用意し、火から離れないようにするなど十分な管理をして下さい。特に強風注意報や乾燥注意報などが発令されているときは、林野火災が発生しやすく、大火災になりかねませんので、火を使うことはできるだけ避けて下さい。

林野火災の多くは、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

平成14年全国山火事予防運動重点項目

枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。

たき火の場所を離れるときは、完全に消火すること。

強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。

火入れの許可は必ず受けること。

たばこの吸殻は、必ず消すとともに、投げ捨てないこと。

火遊びはしないこと。



全国山火事予防運動 3月1日～3月7日

地震に対する日常の備え

震災対策室

地震はいつどこで発生するかわかりません。最近では、有珠山火山地震や伊豆諸島における群発地震、平成12年10月の鳥取県西部地震、昨年3月の芸予地震と続けて大きな被害を伴う大規模地震が発生しました。このような大規模地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。

そのためには、皆さんが日頃から地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるよう、正しい心構えを身につけておく必要があります。

そこで、次のようなことを、普段から心がけ、いざというときに迅速な行動ができるようにしておきましょう。

家庭の防災会議

大規模地震のとき、家族があわてずに行動できるように、普段から次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておきましょう。

- ・家の中でどこが一番安全か
- ・救急医療品や火気などの点検
- ・幼児や老人の避難はだれが責任を持つか
- ・避難場所、避難路はどこにあるか
- ・避難するとき、だれが何をもち出すか、非常持出袋には何を入れ、どこに置くか
- ・家族間の連絡方法と最終的に確認しあう場所はどこにするか
- ・昼の場合、夜の場合の違いをどうするか

また、家族が会社、学校、買い物など別々の場所で地震にあった場合の連絡方法や最終的な避難場所も決めておき、これらを記入した避難カードを作成し、各自携帯しましょう。

非常持出品の準備

避難場所での生活に最低限必要な物を準備し、また、負傷したときに応急手当ができるように、応急医療品などもリュックサックや非常持出袋に入れて、いつでも持ち出せる場所に備えておきましょう。

(非常持ち出し品の一例)

印鑑、貯金通帳、懐中電灯、ロウソク、手袋、水、携帯ラジオ、現金、ライター、ナイフ、ミルク、哺乳びん、紙おむつ、インスタントラーメン、食品、缶切り、救急箱、衣類、毛布、ヘルメット、防災ずきんなど

非常持出袋は、目安として男性で15kg以下、女性で10kg以下にまとめるのが良いとされています。

消火器などの備え

万一の出火に備えて、消火器や消火用三角バケツなどをすぐに使える場所に用意したり、風呂の水はいつも溜めておくように心がけましょう。

また、火災が発生したときに確実に消火できるように、普段から防災訓練などに参加し、消火器の使い方になれておきましょう。

夜間の避難のための懐中電灯、床に飛散したガラスによるけがなどを防ぐために厚手のスリッパや運動靴を用意しておくのも良いでしょう。

地震 そのときの、10のポイント

- 1 グラツときたら身の安全
- 2 すばやい消火、火の始末
- 3 窓や戸を開け、出口を確保
- 4 落下物、あわてて外に飛び出さない
- 5 室内のガラスの破片に気をつけよう
- 6 協力しあって救出・救護
- 7 門や塀には近寄らない
- 8 確かめ合おう、我が家の安全、隣の安否
- 9 避難の前に安全確認、電気・ガス
- 10 正しい情報、確かな行動

少年少女消防クラブフレンドシップ2002

防災課

「少年少女消防クラブフレンドシップ2002」は、全国少年消防クラブ運営指導協議会の主催により以下のとおり開催されます。

このフレンドシップ2002は、少年消防クラブの育成発

展に寄与することを目的として、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに、少年消防クラブ員の交流を通じて、その活動の一層の活性化を図ることを目的とするものです。

1 開催日時

平成14年3月26日(火)
10時30分～12時30分

2 開催場所

東京都港区虎ノ門2-9-16
「ニッショーホール」

3 参加対象

- ・特に優良なクラブ
- ・優良なクラブ
- ・優良少年消防クラブ指導者等

4 内容

《第一部》優良少年クラブ及び指導者の表彰

- (1)主催者挨拶
 - ・消防庁長官
- (2)表彰
 - ・特に優良な少年消防クラブ
 - ・優良な少年消防クラブ
 - ・優良な少年消防クラブ指導者

- (3)お祝いの言葉
 - ・(財)日本防火協会会長
 - ・全国消防長会会長

- (4)代表者の言葉
 - ・受賞クラブ代表

《第二部》アトラクション

少年消防クラブとは

少年消防クラブは、10歳から15歳までの少年・少女により編成されており、少年期から防火・防災についての知識等を身近な生活の中に見い出すとともに、日頃から研究発表会、ポスター等の作成、実地見学等の活動を行っています。

昭和25年の発足以来、少年・少女たちに将来の地域防災リーダーとなってもらうため、あくまで純粋な社会教育クラブとして活動が続けられており、現在(平成13年5月1日)全国に6,108団体、約48万人のクラブ員がいます。

2002年消防団シンポジウム 「変動する社会環境とこれからの消防団を考える」

消防課

消防団は地域の消防防災の中核として重要な役割を果たしていますが、国民意識の変容や就業構造の変化など、社会環境が変化する中で、さまざまな課題に直面しています。

そこで、社会環境の変化に対応した消防団活動や運営などの在り方についてのシンポジウムを開催し、新時代に適合した消防団づくりを推進します。

日	時	平成14年3月27日(水) 午後1時30分～同4時35分
場	所	日本消防会館「ニッショーホール」
主	催	消防庁
後	援	(財)日本消防協会、全国消防長会 NHK
参加対象者		消防団員、消防職員、地方公共団体の関係者、公共機関等防災関係者、学識者、マスコミ関係者、一般参加者等
入場料		無料

内容等(予定)

項目	時間	内容	発表者等
開会あいさつ	13:30～13:35		石井隆一(消防庁長官)
事例紹介	13:35～14:25	消防団実践活動紹介	兵庫県神戸市西消防団神出支団 京都府京都市山科消防団百々分団 長野県上田市消防団
パネル ディスカッション	14:35～16:35	「変動する社会環境とこれからの消防団を考える」	コーディネーター 伊藤和明(防災情報機構会長、元NHK解説委員) パネリスト 池上三喜子((財)市民防災研究所理事) 清水國明(タレント、自然暮らしの会代表) 穴田勝進(神戸市神出防災福祉コミュニティ会長) 高野 薫(京都市立百々小学校校長) 矢島康夫(上田市消防団副団長) 丸山浩司(消防庁消防課長)

参加申込み、問合せ先等

(財)消防科学総合センター(TEL:0422-49-1113、FAX:0422-46-9037)

消防庁消防課(TEL:03-5253-7522、FAX:03-5253-7532)

シンポジウムの内容、申込み方法等については、

消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)の「新着情報」をご覧ください。

1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防災第1号	平成14年1月9日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	災害対策基本法施行令の一部を改正する政令の施行について
消防予第8号	平成14年1月15日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	火災予防技術情報の送付について
消防危第8号	平成14年1月15日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	「平成12年中の危険物に係る事故の概要」の送付について
消防危第10号	平成14年1月16日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について
消防危第16号	平成14年1月21日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	屋外貯蔵タンクの低部からの漏えい事故対策について
消防危第17号	平成14年1月22日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク低部の板厚測定に関する運用について
消防予第21号 消防危第18号	平成14年1月25日	各都道府県知事	消防庁長官	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について
消防消第7号	平成14年1月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る特例の活用等について

消防庁人事

平成14年2月7日付

氏名	新	旧
高田 恒	新 辞職	旧 次長

平成14年2月8日付

氏名	新	旧
北里 敏明	新 次長	旧 総務省大臣官房付

広報テーマ

2月

林野での火気の取扱いの注意（防災課）
ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ（消防課）
たばこによる火災の防止（予防課）

3月

春季全国火災予防運動（予防課）
3月7日は消防記念日（総務課）
少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ（防災課）
春の行楽期における火災の被害防止（予防課）

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
3月14日 11:25～11:30	ご存じですか～防災ミニ百科	（仮）山火事を防ぐ

（日本テレビ他30局ネット）

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱きょうせい